

静岡市告示第613号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の町の区域を変更するので、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成25年10月9日



静岡市長 田辺信宏

1 清水区興津清見寺町に編入する区域

清水区興津清見寺町 1378 番地先、1380 番地先の公有水面埋立地

37,635.65 平方メートル

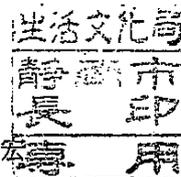
上記地番は、平成25年6月20日現在の登記簿による。

静岡市告示第**614**号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の町の区域を変更するので、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成25年10月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

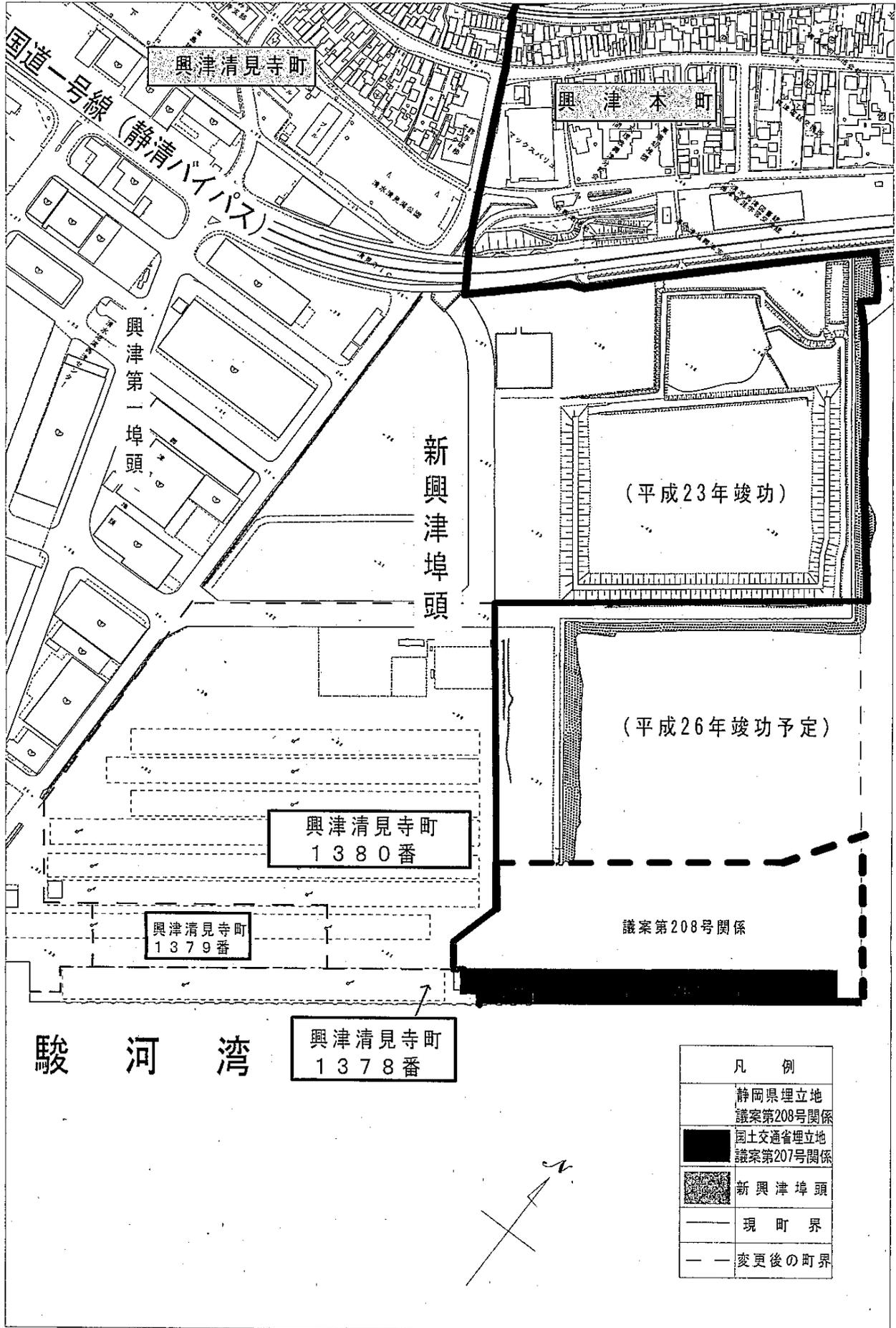


1 清水区興津清見寺町に編入する区域

清水区興津清見寺町 1378 番地先の公有水面埋立地

18,763.54 平方メートル

上記地番は、平成25年6月20日現在の登記簿による。



凡例	
	静岡県埋立地 議案第208号関係
	国土交通省埋立地 議案第207号関係
	新興津埠頭
	現町界
	変更後の町界